

合衆国の高等教育機関におけるユダヤ人差別：
ニューヨーク州「州立大学の必要性に関する臨時委
員会」報告書、『高等教育における機会の不平等』
を手がかりに

北, 美幸
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/4494434>

出版情報：比較社会文化研究. 2, pp.1-12, 1997-10. 九州大学大学院比較社会文化研究科
バージョン：
権利関係：

合衆国の高等教育機関におけるユダヤ人差別

— ニューヨーク州「州立大学の必要性に関する臨時委員会」報告書,
『高等教育における機会の不平等』を手がかりに —

北 美 幸

Abstract: This paper examines anti-Jewish admission policy, what you call “Quota System”, practiced mainly at northeastern higher educational institutions from the 1920s to the late 1940s. How Jewish students were disadvantaged as compared with non-Jewish students in gaining admission is especially mentioned with reference to the case of New York State in the mid 1940s. Higher education at that time was very monotonous and quite a WASP society, and Jews as non-Christians, immigrants and working class members were not welcomed. The policy of selection by geography introduced at certain institutions was often unfavorable for Jewish applicants because of their population's peculiar concentration in New York City. Furthermore, the discrimination against Jews really existed, which is verified by the fact that, among New York City residents, there was a difference in the percentage of applications accepted between Jews and non-Jews. Note also that the burden of such discriminatory practices was not so heavy as newspapers and magazines of those days reported. After World War II, racial and religious discrimination at colleges gradually declined. The “Crack the Quota” drive by Anti-Defamation League, one of the leading Jewish Americans' organizations, greatly helped to improve the situation.

はじめに

現在ユダヤ系アメリカ人(以下ユダヤ人とする)は、医師・弁護士等の専門職業につくものも多く、平均の収入でワスプ(WASP)を上回るなど、アメリカ社会のメインストリームにしっかりと位置づけられているように見える。しかしながら、ユダヤ人は入国時の所持金や教育の点で他の移民に優っていたわけでもなく、政治に長けていたわけでもない。アメリカ社会の受け入れ方が他の移民に対してよりも好意的であったという事実もない。⁽¹⁾ ユダヤ人は、1880年代から急増したいわゆる新移民の一部として主にロシアやポーランドから大量に移民したが、彼らに対する差別・排斥感情はどの時代にも強く、社交クラブや行楽地からの締め出しをはじめとして、後には住宅の購入やホワイトカラー職への就職など様々な場面で差別を受けた。彼らが急速な社会的上昇を果たし中産階級化するのには第二次世界大戦後、1950年代半ばを過ぎてからのことである。

ユダヤ人に対する差別は高等教育の分野においても例外ではなかった。教育を大切にユダヤ教の教えにより学問に対する強い熱意を持っていたことに加え、差別による

ホワイトカラー職への就職困難を回避するために学位の取得による自営の専門職業への進出を目論み、移民の第二世代で多くのユダヤ人が高等教育をのぞむようになる。しかし、ワスプの社交の場としての性格を色濃く残していた当時の大学は、異教徒であり移民であるユダヤ人学生を歓迎しなかった。すでに1910年頃には、大学によっては地域における人口比を上回るユダヤ人学生が在籍したが、より多くのユダヤ人が大学進学を希望するようになると、大学はユダヤ人の課外活動のクラブやフラタニティ(男子大学生の友愛会)への加入を拒否したり、あるいはユダヤ人の学生数そのものを制限するようになった。そしてこの差別は1940年代の終わりまで継続されたのである。

高等教育機関におけるユダヤ人学生数制限策は Quota System (ユダヤ人入学者数の割り当て制限制度)として一般に認識されている。この Quota System という呼び方には、1880年代よりロシアや東欧で展開されたより厳しい公のユダヤ人制限策である「人数条項(numerus clausus) (人数制限付き入学許可) や、1924年移民法における出身国別移民割り当ての影響が考えられよう。しかしながら、合衆国においては、ロシアや東欧と異なり、ユダヤ人学生

割り当て制限策の実施や具体的なユダヤ人枠の数字が公表されることはほとんどなかった。そのため、差別の実態を確固たるものとして捉えることは難しく、Quota Systemという呼び方も「…実施は秘密にされることが多かったが、われわれはその多くを知っている」⁽²⁾という認識レベルのものであったと考えられる。確かに、移民に対する不寛容に満ちていた当時の社会背景や反ユダヤ感情の蔓延から考えて、その排斥感情が高等教育界にも及んだことは状況としては理解できるものの、大学側が具体的な数値を公に示して人種・宗教に基づいた学生の募集を行っていたということを史料的に確認することはできない。

このような事情から、先行研究は、大学当局によりユダヤ人学生制限の旨が公言された数少ない例である1922年6月のハーバード大学のユダヤ人学生制限の計画の発表と、それから1923年4月にかけての同大学における入学制度の変更に関する考察に偏りがちである。⁽³⁾そのため、この時期にユダヤ人学生に差別的な入学制度がどの程度普及しており、実際にユダヤ人学生の入学の困難度はどの程度であったのかは不明のままである。ユダヤ人差別の例として、1940年のコーネル大学メディカル・スクールにおけるユダヤ人と非ユダヤ人の合格状況を紹介したもの、あるいはその数字を利用して高等教育機関におけるユダヤ人差別を紹介している記述を筆者（北）は数例確認した。（資料1参照）⁽⁴⁾しかしながら、この数字は特に差別の厳しかった例であるのか、あるいは当時の高等教育機関のユダヤ人入学状況に関して具体的な数字が判明した一例であるのかは明らかにされていない。また、シノットは、1900年代から30年代に至る全国107校の高等教育機関におけるユダヤ人学生数とその学生集団全体に占める割合の変化を表にまとめたが、⁽⁵⁾ その表からはユダヤ人学生の割合の増減に関して一定の傾向は確認されず、また、ユダヤ人志願者数に対する入学者の割合が示されていないため、ユダヤ人と非ユダヤ人と比較してどの程度不利であったのかを読みとることができない。実際のユダヤ人学生の入学状況を知るためにはこれらの問題点が克服される必要がある。

本稿では、考察の対象を1940年代中頃、特に1946年秋季

資料1 コーネル大学医学部の受験者と合格者 1940年

| | | |
|--------------|-------|------------------|
| 受験者数 | | 約1,200人 |
| 内 訳 | ユダヤ人 | 700人 (58.3%) |
| | 非ユダヤ人 | 500人 (41.6%) |
| 合格者数 | | 80人 |
| 内 訳 | ユダヤ人 | 10人 (12.5%) |
| | 非ユダヤ人 | 70人 (87.5%) |
| ユダヤ人受験者の合格率 | | 1.4% (競争率70.0倍) |
| 非ユダヤ人受験者の合格率 | | 14.0% (競争率 7.1倍) |

のニューヨーク州とする。合衆国のユダヤ人人口の約半数はニューヨーク州に居住しており、その点で同州の考察は合衆国ユダヤ人の広い範囲をカバーすることが可能である。また時期的には、1945年8月のダートマス大学学長ホプキンズ(Ernest M. Hopkins)のユダヤ人学生の割り当て制度を公に弁護する発言がマスコミで取り上げられ、高等教育機関におけるユダヤ人差別が1922年の「ハーバード事件」以後、再び世間の注目を集めた時期である。差別の厳しさに関しては明確ではないが「1935年以降の10年で差別の状況は非常に悪化している」という記述がある。⁽⁶⁾ よって、少なくとも第二次大戦後、事態の改善が見られ始める前の状況といえるだろう。

また、本稿の課題である数値による差別の程度の確認には資料の制約が伴うことも対象が限定された理由である。本稿の第2節以降では、ニューヨーク州で1948年に発行された行政資料『高等教育における機会の不平等』⁽⁷⁾を主に用いる。同報告書は、州内の教育機会の平等化と拡充を目的とした「州立大学の必要性に関する臨時委員会」による調査報告であり、ニューヨーク州内の高等教育機関の1946年秋の新入生を出身地・人種・宗教等に関して入学状況の統計的調査・分析を行ったものである。本稿では同報告書を用い、合衆国の高等教育機関におけるユダヤ人差別の一端を明らかにすることを目標とする。

1. 高等教育機関における反ユダヤ感情の発生と増大

本節では、高等教育へのユダヤ人の参入とその理由、またそれに伴う大学での反ユダヤ感情の発生と増大について述べる。そのことで、ユダヤ人学生が他のマイノリティ学生と比較しても特異な存在であったことや、彼らが排斥されるに至った背景を理解することができよう。

1880年代より増加した東欧系ユダヤ移民は、その多くがニューヨークのスラムに定着し、衣料産業の従事者となった。衣料産業は当時のアメリカで急速に拡大しつつある産業であったため、ユダヤ人移民の多くは移民の第二世代である程度の社会的・経済的上昇を果たすことができた。そして、生活に多少のゆとりができたユダヤ系移民は大学教育を求めようになったのである。

このユダヤ人の高等教育への参入の理由として、さしあたり次の三つがあげられよう。まず、一つ目はユダヤ人の教育志向の強さである。ユダヤ教の教えでは子供は三歳の時から聖書の勉強を始めるとされ、学問を大切にし学者を尊敬する傾向がユダヤ人全体に広まっていた。また、歴史的に差別を受け続け放浪の民としての生活を余儀なくされてきたユダヤ人にとって、聖書であるトーラーの学習は、

ユダヤ人意識を植え付け、聖職者でもあるタルムード学者を中心としたユダヤ人コミュニティを存続させる役割を果たしたとワースは指摘している。⁽⁸⁾

二つ目に、19世紀後半に生じた高等教育の変革がある。1870年代より合衆国の高等教育機関はそれまでの小規模なリベラルアーツ・カレッジから「科学研究」を目的とする大学院中心のユニバーシティへと変貌し、⁽⁹⁾ それに伴い入学の条件やカリキュラムにも大きな変化が生じた。古典的な科目を重視していたカリキュラムにはビジネスや工学等の実用的な科目が増え、それまで徒弟制度の中で行われてきた医学教育や法律の教育もこの時期までに大学のシステム内での訓練に独占された。その結果、多くの若者が実用的な知識を求め大学を志願するようになり、高等教育機関の規模そのものも拡大した。また、大学の多くは北東部の大都市に集中していたが、⁽¹⁰⁾ これらの地域はユダヤ人が多く住んだところであった。

三つ目に、被差別者であるユダヤ人にとっての自営的専門職の魅力があった。既に反ユダヤ主義の蔓延により1910年を過ぎた頃からホワイトカラー職への就職は企業側の排斥により困難になりつつあった。そこで、知的・経済的条件に恵まれたユダヤ人の青少年達は、資格さえ取得すれば、非ユダヤ人からの排斥・差別に遭遇する可能性が少ない自営的専門職となる道を目指し、それらを養成する高等教育機関の特定分野へ殺到した。⁽¹¹⁾ 実際、ユダヤ人学生は非

ユダヤ人学生と比較して、専門職につながる専攻の中でも、工学や教育学等よりも、自営的な側面を持つ薬学や歯学、法学を選ぶ傾向が強い。(資料2参照)

こうしてユダヤ人学生は大挙して大学に入学することとなった。例えば、ニューヨーク市立大学には特に多くのユダヤ人の若者が殺到し、1920年までには全学生の80%~90%を占めるようになっていた。その他にも北東部を中心にユダヤ人学生数は急速に増加し、機関によっては合衆国における人口比(4%)を大きく上回る割合のユダヤ人学生が在籍するようになった。⁽¹²⁾

しかし、彼らは大学側から喜んで迎えられた訳ではなかった。むしろ、困惑と敵意を持って迎えられたのである。彼らは子弟を大学に通わせる程度の経済的な上昇を果たしたとはいえ、移民してからの期間が短く労働者階級の出身であった。当時は寮での生活が大学生活の主要な一部分と考えられていたにもかかわらず、ユダヤ人学生の多くは自宅から大学に通い、放課後には家業を手伝うことも珍しくなかった。⁽¹³⁾ また、彼らの多くは正統派のユダヤ教徒であり、服装や言葉その他アメリカナイズされていなかった。この状況に関して、週刊誌『ネーション』には、ユダヤ人は「他の人種・民族より一世代あるいは二世代はやく息子を大学に送っている。その結果、実際に大学には、汚く機転のきかないイタリア人やアルメニア人やスロヴァキア人よりもたたくさんの汚いユダヤ人や機転のきかないユダヤ人

資料2 全米106の高等教育機関における専門・職業教育を受けるユダヤ人学生の分布 1918-19学年度

| | 学 生 数 | | | 偏り ³ | ユダヤ人の占有率 |
|--------------------|--------|----------------|-----------------|-----------------|----------|
| | 全 体 | ユダヤ人 | 非ユダヤ人 | | |
| 薬 学 | 1,791 | 409 (6.1%) | 1,292 (2.0%) | 305 | 27.9% |
| 歯 学 | 4,190 | 981 (12.0%) | 3,209 (4.7%) | 255 | 23.4% |
| 法 律 学 | 5,515 | 1,194 (14.7%) | 4,321 (6.4%) | 229 | 21.6% |
| 商学・財政学 | 9,810 | 1,885 (23.1%) | 7,925 (11.8%) | 196 | 19.1% |
| 医 学 ¹ | 9,105 | 1,496 (18.4%) | 7,609 (11.2%) | 164 | 16.4% |
| 工 学 | 22,274 | 1,325 (16.3%) | 20,949 (30.9%) | 53 | 5.9% |
| 農学・林学 | 5,610 | 127 (1.6%) | 5,483 (8.1%) | 20 | 2.3% |
| 教 育 学 | 9,520 | 404 (5.0%) | 9,125 (13.5%) | 37 | 4.2% |
| そ の 他 ² | 8,015 | 231 (2.8%) | 7,784 (11.4%) | 25 | 2.8% |
| 合 計 | 75,839 | 8,142 (100.0%) | 67,697 (100.0%) | | 10.7% |

(参考)

| | | | | | |
|--------|---------|--------|---------|--|------|
| 文学・理学 | 77,246 | 6,694 | 70,552 | | 8.7% |
| 106校総計 | 153,085 | 15,836 | 137,249 | | 9.7% |

1 獣医学を含む。

2 建築学、ジャーナリズム、図書館学、社会事業、看護学、体育学、音楽、美術、家政学、軍事訓練、応用光学を含む。

3 非ユダヤ人の学生がその学問を専攻するのを100とした場合のユダヤ人がそれを専攻する割合。

* “Professional Tendencies Among Jewish Students in Colleges, Universities, and Professional Schools,” (文末注12参照) pp. 391, 393より作成。

* 本稿の資料中、斜体の数字は筆者(北)の算出による。(パーセンテージの計算等は除く。)

がいるのである」と意見が寄せられている。⁽¹⁴⁾ また、コロンビア大学学部長のケッペル (Frederick Paul Keppel) は「彼らはたいてい、どんな種族でも野心に燃えていない限り高等教育など問題にしないような環境の出身である」と述べている。⁽¹⁵⁾

また、当時の大学に広まっていたムードは真面目さや学問への傾倒といったものでは決してなく、スポーツ等の課外活動に力を入れる大学生活が盛んに行われていた。大学とはまさにワスプの牙城であり、上流階級プロテスタントの社交の場・エリートの地位の象徴であった。それに対し、高等教育による自営的専門職のための学位取得を労働者階級からの脱却の手段と考えていたユダヤ人学生には、真剣に学問に打ち込む傾向があった。彼らによって学業の到達度を競う雰囲気学内に作り出されたが、それは知識の習得よりも人格 (character) 教育を重んずる大学の「上品な伝統」に反するものであった。⁽¹⁶⁾ 次の一節は当時の人々がユダヤ人学生に対して抱いていたイメージを代表するものであろう。

ユダヤ人学生は毎晩遅くまで勉強し、翌朝の授業を完全に覚えていた。彼らは明らかに自分の学問的成功に誇りを持ち、そのことについて話をしていた。(中略) もし誰かが暗唱の時に、先生も気付かない間違いをした時には、それを指摘するために20本の手が一斉に上がるのである。(中略) 我々はユダヤ人を憎んだ。なぜなら彼らはあまりに一生懸命に勉強し、情け容赦ない程に競争心が強く…。⁽¹⁷⁾

以上のようなキャンパスにおけるユダヤ人学生の特異性に加え、当時の社会が有していた移民全般に対する反感が高等教育機関での反ユダヤ主義を後押ししていた。ユダヤ人学生の制限が試みられたこの時期は、移民数の急増と移民源の北・西ヨーロッパから東・南ヨーロッパへの転換により、合衆国全体が移民に対する不寛容の雰囲気に包まれていたのである。国内では、労働運動の高まりやロシアでのボルシェヴィズムに対する恐れから、移民制限論が強まった。また、第一次世界大戦時には100%アメリカニズムと呼ばれるヒステリックなまでのネイティヴィズムの高まりも見られた。そのような状況にあって、大学だけが反共・反移民の風潮とかけ離れているはずもなかった。

ところで、この時期アイルランド系等カトリックの学生に対してはユダヤ人ほどの強い敵意は向けられなかった。その理由としては、まず第一に彼らは大学内の多数派であるプロテスタントと同じクリスチャンであった。第二に、カトリックの学生はユダヤ人ほど学生集団のうちで高い割合を占めることがなかった。というのは、ユダヤ人はラビ養成学校など以外にはユダヤ教の大学を設立しなかったのに対し、カトリック教徒は宗教的な訓練は教育の主要な一

部分であると考え、教区学校から大学に至るまでの独自の教育システムを作り上げていたのである。実際に初等・中等教育のレベルにおいてもカトリックは公立学校での教育 (public education) を好まず、教区学校に通うものの割合が高かった。そういう訳で、カトリックの移民はユダヤ人移民よりも早く入国していたにもかかわらず、遅い世代まで普通教育の (非宗教の) 高等教育のメインストリームに参入してこなかったのである。⁽¹⁸⁾ また、黒人学生に関しても、この時期には大学が制限を考える程の学生数はなかった。こうして、大学の伝統的なキャラクターを脅かすまでに増加したユダヤ人学生に対してより厳しい学生数制限が広く行われることとなった。

以上のような経緯でユダヤ人学生に対する大学側の不寛容の雰囲気は完成した。1910年代末にはユダヤ人学生を制限する入学政策を採用する機関が現れ始め、20年代から40年代の終わり頃までその枠組みは基本的に維持された。次節以降では特にその一時点を抽出し、ユダヤ人の大学入学状況を観察することとする。

2. 当時の大学の入学制度

— 地理配分制度の問題点 —

本節では、ユダヤ人に対して向けられた「差別」以前の問題として、当時の大学の入学制度、具体的には地理配分制度を検討したい。前節で述べたように当時の高等教育は極めて反ユダヤ的ではあったが、新入生募集の際に「ユダヤ人お断り」あるいは「ユダヤ人は新入生の何 % まで」という看板掲げることにはなかった。それならば、その状況からどのようにして「高等教育機関にはユダヤ人差別があり、受け入れの割り当てが決まっている」という認識が生まれたのか明らかにする必要がある。

まず初めに「地理配分制度」に関して若干の説明をしておく以下ようになる。学生の出身地のバランスを取り、学生集団内に合衆国のさまざまな地域の多様性を反映させようというこの入学政策は、regional quota あるいは geographical quota と表記されることが多い。しかしながら、この入学制度の具体的な実施方法は大学によって様々であり、文字通りの意味での割り当て (quota) でないものもある。例えばハーバード大学で1923年4月に導入されたものは、出身高校での成績によりそれまで入学生が少なかった南部や西部出身の学生の入学を促進するものではあったが、既に学生集団の多数派を占めた北東部出身学生の割合を数字で示して規定するものではなく、いわば北東部出身学生の割合が相対的に下がることを目論んだものであった。また、コロンビア大学のように大都市出身の学生を50%、大都市以外の出身の学生を50%と定めたものや、ニュー

ヨーク大学のように寮に入るか近くに住める者を優先するという形を取るものもあった。⁽¹⁹⁾ その他、一部の大学では他州からの入学者を制限するという形で志願者の出身地が入学選考の要素とされることもあった。本稿では、志願者の居住地を制限する学区制のようなものではなく、入学希望の資格には居住地の制限を設けず、入学申し込みを受け付けた中で入学者の出身地の配分・構成を考慮して入学選抜を行うものを「地理配分制度」と呼ぶ。

このような入学制度は1940年代のニューヨーク州の高等教育機関ではどの程度普及していたのであろうか。各大学の報告による地理配分制度の実施は、1946年秋の入学において233校中56校であった。その内訳は、ニューヨーク市内が97校中11校、それ以外の地域では136校中45校である。その中でもリベラルアーツ・カレッジに関しては、ニューヨーク市内が21校中5校、他の地域で40校中16校であった。⁽²⁰⁾ 大学側の申告をそのまま受け取れば、地理配分の方針を入学者選抜に取り入れている機関の数はさほど多いとは感じられない。

そこで、実際には市内のどの地域に住居するものがどの程度の不公平を被っていたのかを資料3に示した。⁽²¹⁾ (資料3参照) 具体的には市内の地域とは、ニューヨーク市内(New York City)とそれ以外の地域(upstate = 州北部)の二つに分けて統計をとっている。資料より、市内の機関に関しては、出身地により応募者と合格者の居住地別構成には大きな違いは見られない。しかしながら、州北部の機関に関しては市内出身者と州外からの応募者の合格率が低くなっており、ローカルの志願者が有利になっている。この傾向はメディカル・スクールの場合さらに顕著である。

このような不公平は、ニューヨーク市の出身者は州北部の出身者よりも高い学力を持っていないと入学が許可されないことを意味する。州北部の17校から得られたデータによると、ニューヨーク市の応募者は、卒業したクラスの上位4分の1に属している場合でも、州北部出身で卒業クラスの上位2分の1の成績の者よりも合格の可能性は低い。地理配分制度は出身地により受験資格までを制限するものではないが、やはり特定地域の出身者(この場合はニュー

資料3a 非宗教系私立リベラルアーツ・カレッジ21校の受験者と合格者 1946年

| 応募者住所 | NY市内4校 | | | 州北部17校 | | |
|-------|---------------|--------------|-----|---------------|--------------|-----|
| | 応募者数 | 合格者数 | 合格率 | 応募者数 | 合格者数 | 合格率 |
| NY市内 | 9,435 (65%) | 2,736 (66%) | 29% | 4,101 (23%) | 1,312 (19%) | 32% |
| 州北部 | 1,811 (13%) | 543 (13%) | 30% | 8,054 (45%) | 3,705 (55%) | 46% |
| 州外 | 3,254 (22%) | 879 (21%) | 27% | 5,742 (32%) | 1,780 (26%) | 31% |
| 合計 | 14,500 (100%) | 4,158 (100%) | 29% | 17,897 (100%) | 6,797 (100%) | 38% |

* Report, pp.46-47, 60より作成。

資料3b 州内メディカル・スクール9校の受験者と合格者 1946年

| 応募者住所 | NY市内5校 | | | 州北部4校 | | |
|-------|--------------|------------|------|--------------|------------|-------|
| | 応募者数 | 合格者数 | 合格率 | 応募者数 | 合格者数 | 合格率 |
| NY市内 | 3,542 (54%) | 279 (51%) | 8.0% | 1,319 (30%) | 27 (11%) | 2.0% |
| 州北部 | 853 (13%) | 82 (15%) | 9.3% | 1,275 (29%) | 143 (58%) | 11.1% |
| 州外 | 2,165 (33%) | 186 (34%) | 8.6% | 1,802 (41%) | 76 (31%) | 4.3% |
| 合計 | 6,560 (100%) | 547 (100%) | 8.3% | 4,396 (100%) | 246 (100%) | 5.6% |

* Report, pp.60, 62より作成。

資料3c 州北部の非宗教系私立リベラルアーツ・カレッジ17校の高校の成績別合格率 1946年

| | 応募者の出身地 | | |
|--------|---------|-----|-----|
| | NY市内 | 州北部 | 州外 |
| 上位4分の1 | 45% | 67% | 53% |
| 2 | 42% | 55% | 34% |
| 3 | 31% | 29% | 20% |
| 下位4分の1 | 17% | 17% | 6% |
| 全体平均 | 32% | 46% | 31% |

* Report, p.50より作成。

ヨーク市内出身者)がこの制度のために入学の機会を狭められているといえる。

ところで、直接的にユダヤ人学生の数や割合を規定するものではない、この入学制度がユダヤ人学生にとって問題となる理由は、ユダヤ人の居住地の偏りにより説明できる。ユダヤ人に限らず、ワスプを除いた他のエスニック・グループにも該当する現象ではあるが、合衆国においてはグループごとに居住地域の偏りが見られる。よって、このような「地理的配分の考慮」が実質的に人種差別や宗教差別と同じ結果をもたらす可能性がある。ニューヨーク州内に限って見れば、同州のユダヤ人はその92.2%がニューヨーク市内に居住しており、同市内の出身者が不利になっていた上述の状況はユダヤ人の大学入学状況にも影響を与えたであろう。(資料4参照)

よって、地理配分制度を取り入れる大学側の意図に関して、若干の考察を加える必要がある。次の資料は1945年8月にダートマス大学学長のホプキンスが「ナチス・ドイツのような反ユダヤ主義から身を守るためにも、合衆国においてもユダヤ人はできるだけ目立たない方がよい」との理由でユダヤ人学生の割り当て制度を擁護する旨の発言をした際に、この発言に対して週刊誌『ニュー・リパブリック』に寄せられた意見である。

……ダートマスの学長は、長い間存在していたけれども大抵の人が議論することを恐れるかあるいは嫌がっていたことを公の場に持ち出したのである。それを知る立場にある人々は、ニューイングランドあるいは国内の他の地域でも大部分の私立の高等教育機関にはユダヤ人に対する人数条項 (numerus clausus) があると云っている。(中略) もし、障壁が公式にユダヤ人に対して設けられていない場合は、他の装置、例えば学生集団の地理的配分や大都市から受け入れる割合の上限といったものが同じ結果を達成するために用いられるのだ。(22)

上記の例に見られるような「地理配分制度は、学生集団の地理的バランスの考慮を表向きの根拠とし、ユダヤ人他のマイノリティが北東部の大都市圏に集中して住んでいることを利用して、居住地を理由に間接的に彼らの入学を制限しようとする偽善的的制度である」(23)という認識は、当時

の反ユダヤ的入学政策に関する議論で広く見られた。確かに大学は「多様性」をうたっているけれども、それは地理的な多様性に限られており、黒人学生の10%を保証しようという議論はこの時期まったく見られない。(24) そのような事情も含めて、ユダヤ人を含むニューヨーク市内出身の志願者が州北部出身の志願者よりも多く地理配分の影響を受けることへの不満から、このような認識が生まれたのではなかろうか。

また、実際に大学当局者がマイノリティ学生の相対的な減少を目論んで地理配分制度を取り入れていると思われる例もない訳ではない。時代的には多少ずれるが、ハーバード大学においては、1923年に学生集団の地理的配分を重視した新しい入学制度が取り入れられた。この新しい入学制度について「(新しい地理配分の方針により)特に西部や南部の町や小都市の高校からより多くの学生がハーバードに来る」から「ユダヤ人学生の割合は減らされるであろう。(中略)これらの対策は大学にふさわしくない人々が多い集団の学生を大学に入れないようにするためのものである。今のところ、その対象となるのはユダヤ人が大半だが、彼らは名目上も事実上も人種を理由に排除されるわけではない」との記事が同年の『ハーバード・グラデュエイツ・マガジン』の4-6月期報告に掲載された。(25)

この報告の著者ホルムズは教育学大学院の学部長であり、学長ローウェルの反ユダヤ的発言の後1922年6月より約一年間に渡り、ユダヤ人を含め人種や宗教による入学制限の可否を検討してきた「大学入学候補者のより効果的な選別のための原則と方法を検討し理事会に報告する委員会」のメンバーであった。1923年4月、この委員会の報告書が提出され、人種や宗教による入学制限は「ハーバードの機会の平等の伝統に反する」として退けられた。だが、その一方で「ハーバードをより全国的な大学にするため」の新しい地理配分制度が提案されていたのである。(26) この記述から、ハーバードの地理配分制度が実際にはユダヤ人を初めとした北東部大都市出身の学生の排除を目的としており、さらにその差別的意図を覆い隠すのにこの入学制度が有効であることを大学当局が自覚していることが指摘できる。

もっとも、このような限られた資料から他の大学で行わ

資料4 ニューヨーク州の人口 1940年

| | 白 人 | | 白 人 計 | 黒 人 | 合 計 |
|-------|-------------------|------------------|-------------------|---------------|--------------------|
| | 非ユダヤ人 | ユダヤ人 | | | |
| N Y市内 | 4,943,000(36.8%) | 2,035,000(15.1%) | 6,978,000(51.9%) | 458,000(3.4%) | 7,436,000(55.3%) |
| 州 北 部 | 5,731,000(42.6%) | 171,000(1.3%) | 5,902,000(43.9%) | 113,000(0.8%) | 6,015,000(44.7%) |
| 州 全 体 | 10,674,000(79.4%) | 2,206,000(16.4%) | 12,880,000(95.8%) | 571,000(4.2%) | 13,451,000(100.0%) |

* Report, p.133より作成。

れた地理配分制度の目的までを一般化して解釈することは控えたい。地理配分制度はあくまでも志願者の居住地・出身地を指標としたものであるから、特定の人種・宗教のグループに属する学生を排斥する入学政策とは自ずと性格が異なる。しかし、学生の出身地を入学許可の際の考慮に入れることは、エスニック・グループごとに居住地の偏りが見られる以上、大学側の排除の意図の有無は別にしても、特定のグループのメンバーに不利益が集中することは避けられない。本節では、少なくとも数的な問題として、1946年のニューヨーク州においては地理配分制度がニューヨーク市内に居住する学生に不利に働きがちであり、その点で同市内に多くが居住するユダヤ人学生にとってこの制度は入学の機会を狭めるものであったことを確認した。

3. 「ユダヤ人」に対する入学差別

ニューヨーク州のユダヤ人の中ではニューヨーク市内に居住するものが大部分であったにせよ、市人口に占めるユダヤ人の割合は白人人口のおよそ30%であり、地理配分制度の影響による入学困難は非ユダヤ人のニューヨーク市民にも十分該当するはずである。よって、前節の検証からでは、ユダヤ人学生が大学進学に関して「不利」であったことは認められるものの、彼らに対する確固たる「差別」までが存在したとは断定できない。本節ではこのことを踏まえ、地理配分制度の影響以上にユダヤ人そのものに対して向けられた差別が存在したのか、存在した場合それはどの程度の厳しさのものであったのか、同時期のユダヤ人の大学進学状況を観察する。

まず初めに注目すべきことは、『高等教育における機会の不平等』においてはユダヤ人・黒人の二つのグループが、単なる人種別・宗教別の学生数統計ということではなく、「マイノリティの入学許可 (admission)」に関して言及されているという点である。⁽²⁷⁾ ここでは、「マイノリティ」とは数的な意味での少数者ではなく、彼らに対する差別が取り除かれるべきグループを意味しており、⁽²⁸⁾ このことより当時の社会のユダヤ人に対する見方を伺うことができる。今日では、ユダヤ人は一エスニック・グループあるいは宗教的な所属という点においてアメリカ社会の少数派で

あるにせよ、ややもすれば既に大勢入りを果たし彼らに対する冷ややかな視線すら存在しないかのように取り扱われる嫌いがある。その状況と比較して、ユダヤ人は社会的弱者であると当時の社会、あるいは少なくともニューヨーク州行政が認識していたことがこの資料より確認された訳である。

1946年秋、ニューヨーク市、州北部にわたって州の高等教育機関206校に人種あるいは信条 (creed) による入学制限を行っているかどうかをたずねたところ、人種による制限を報告したものは7校、信条による制限を報告したものは18校に過ぎなかった。元出身国による差別を報告したものはなかった。また、人種による入学制限はすべて黒人を対象としたものであった。信条による制限を報告した18校の内訳は、重複もみられるが、ユダヤ人の制限が18校、カトリック制限が6校、プロテスタント制限が16校であった。この中には、カトリックやプロテスタントなどの宗派学校も含まれる。⁽²⁹⁾

大学側からの差別の報告によりユダヤ人差別の実態を判断することは、必然的に限界を伴う。そこで、他の調査結果より差別の事実を推測することになるが、大学側が入学申し込みの際に志願者の人種や信条に関していかなる情報を求めていたのかは一つの指標になると考えられる。人種や信条に基づいた入学者の制限を行っている場合、大学側はまずそれらの情報を得ることが必要である。データを集めつつも入学選抜の過程で差別的に使用していない機関も存在するであろうから、情報を求めること自体を差別の証拠とすることは出来ないが、やはりその可能性は高い。なぜなら、これらの質問項目はニューヨーク州差別対策委員会 (New York State Commission Against Discrimination) によって差別的であると認定されたものであり、就職申込書において問うことを禁止されていた。⁽³⁰⁾ また、新入生の統計を取るという理由であれば、合格後あるいは入学後にたずねてもよいはずであり、このことは「高等教育に関する大統領委員会」の報告書である『アメリカの民主主義のための高等教育』でも指摘されている。⁽³¹⁾

資料5は、入学申込書において志願者の宗教や人種等をたずねている大学の数に関する統計である。⁽³²⁾ 直接的にたずねない場合でも、その他の間接的な質問事項によりそ

資料5 ニューヨーク州172校の入学申込書での質問事項の有無 1947年

| | NY市内 (68校) | 州北部 (104校) | 全体 (172校) |
|---------|------------|------------|-----------|
| 写真 | 50% | 69% | 62% |
| 母親の旧姓 | 32% | 70% | 55% |
| 両親の出生地 | 34% | 49% | 43% |
| 人種または宗教 | 22% | 27% | 25% |

* Report, p.99より作成。

れらを知ることは可能であった。例えば母親の旧姓を問う場合などがこれに当たる。当時ユダヤ人入学希望者の若干はユダヤ人であることを隠すために苗字(または父親の姓)を変えていたが、この習慣は新しくできたばかりで母親の旧姓までは変化させていなかったのである。⁽³³⁾ また、写真は志願者の人種を特定できる以外にも人相から人格を判断できると当時は考えられていた。⁽³⁴⁾

ただし、この統計数値からではユダヤ人学生に対する差別は推測の域を出ず、高等教育機関におけるユダヤ人差別を証明することは困難である。大学は、たとえ少数のユダヤ人学生しか受け入れていない場合でも、それは地理配分制度や受験者の性格テストを行った結果の数字であるとあくまでも主張し、自らの反ユダヤ的性格をむき出しにすることはなかったから、差別の存在を実証した上で大学批判は行われにくい。当時の議論でも、学生数の統計をあげ

て極端なユダヤ人学生の少なさを大学側の差別と結びつけたり、あるいは学生部長が合格者と不合格者の入試成績のデータを「焼き捨てた」と言っただけで公開を拒否したことを大学に意図的な差別があると判断した根拠とするのが精一杯であった。⁽³⁵⁾

それでは、実際にはユダヤ人と非ユダヤ人の間では、どの程度の合格率の差があったのだろうか。(資料6参照)資料3より、州北部の機関17校平均のニューヨーク市在住者の合格率を100としたときの州北部在住者の合格率を算出すると144になる。ゆえに、E以下の各校においてはユダヤ人は平均的に地理配分制度の影響を受けた場合以上に大学入学が困難であることになる。これらの機関には「ユダヤ人」そのものに対して向けられた差別が存在すると誰しも受け止めるであろう。⁽³⁶⁾

また、あるいは著しくユダヤ人学生たちの成績が低かつ

資料6 州北部の非宗教系私立リベラルアーツ・カレッジ14校の受験者と合格者 1946年

| 大学 | ユダヤ人 | | | 非ユダヤ人 ¹ | | | 偏り ² |
|-------|-------|-------|-----|--------------------|-------|-----|-----------------|
| | 受験者 | 合格者 | 合格率 | 受験者 | 合格者 | 合格率 | |
| A | 662 | 493 | 75% | 1,537 | 1,079 | 70% | 93 |
| B | 227 | 50 | 22% | 462 | 117 | 25% | 114 |
| C | 493 | 262 | 53% | 892 | 559 | 63% | 119 |
| D | 120 | 51 | 43% | 679 | 384 | 57% | 133 |
| E | 183 | 19 | 10% | 1,028 | 156 | 15% | 150 |
| F | 63 | 24 | 38% | 276 | 178 | 65% | 171 |
| G | 72 | 28 | 39% | 234 | 157 | 67% | 172 |
| H | 127 | 27 | 21% | 165 | 65 | 39% | 186 |
| I | 233 | 52 | 22% | 700 | 293 | 42% | 191 |
| J | 150 | 26 | 17% | 614 | 291 | 47% | 277 |
| K | 250 | 32 | 13% | 727 | 331 | 46% | 354 |
| L | 122 | 18 | 15% | 284 | 181 | 64% | 427 |
| M | 241 | 16 | 7% | 1,297 | 409 | 32% | 457 |
| N | 96 | 12 | 13% | 220 | 131 | 60% | 462 |
| total | 3,039 | 1,110 | 37% | 9,115 | 4,331 | 48% | 130 |

1 黒人学生を除く。

2 各大学へのユダヤ人受験者の合格率を100とした場合の非ユダヤ人受験者の合格率。

* Report, p.108より作成。

資料7 州北部の非宗教系私立リベラルアーツ・カレッジ13校の高校の成績別合格率 1946年

| | ユダヤ人 | | 非ユダヤ人 | | 合格率 | | 偏り ¹ |
|--------|--------------|------|--------------|-------|------|-------|-----------------|
| | 応募者数 | 合格者数 | 応募者数 | 合格者数 | ユダヤ人 | 非ユダヤ人 | |
| 上位4分の1 | 810 (33%) | 415 | 2,464 (32%) | 1,780 | 51% | 72% | 141 |
| 2 | 800 (33%) | 358 | 2,344 (31%) | 1,272 | 45% | 54% | 120 |
| 3 | 501 (20%) | 132 | 1,785 (23%) | 585 | 26% | 33% | 127 |
| 下位4分の1 | 352 (14%) | 73 | 1,094 (14%) | 184 | 21% | 17% | 81 |
| 全 体 | 2,463 (100%) | 978 | 7,687 (100%) | 3,821 | 40% | 50% | 125 |

1 ユダヤ人受験者の合格率を100とした場合の非ユダヤ人受験者の合格率。

* Report, pp.117, 119, 122より作成。

たのならば、上述の合格率の低さも説明できよう。しかしながら、ユダヤ人応募者内での高校の卒業クラスでの成績分布は非ユダヤ人とほぼ同じであり、学業成績が低い者が特に多かったという事実は認められない。資料7は、州北部の無宗派私立リベラルアーツ・カレッジ13校における高等学校での成績別ユダヤ人と非ユダヤ人の合格率の比較である。この13校とは、先の資料6の14校のうちデータの提供を受けていない1校を除いた比較である。

そして、今までに説明した状況は資料8のように総括できよう。すなわち、同じニューヨーク市居住者の中でもユダヤ人と非ユダヤ人では合格率に差が生じている。非ユダヤ人と比べてユダヤ人の学業成績が特に悪いということがない以上、このことは地理配分制度の影響により多少入学が不利になる以外にも「ユダヤ人」に向けられた差別が存在する何よりの証左となる。

ただし、差別の程度ということに関しては、冒頭の資料1のような状況はあくまでも極端な例であることが本節での検証により明らかになった。教育社会学者ドッドソンが「ほぼ全ての伝統的リベラルアーツ・カレッジ」に当てはまるとした「非ユダヤ人学生の競争率は2倍、ユダヤ人は20倍」⁽³⁷⁾という数字も、少なくとも全ての機関に該当するようなものではない。しかしながら、同時期の黒人のように進学目標や動機すら奪われていた状況と比較すると、ユダヤ人学生は進学への意志や非ユダヤ人であれば入学許可を得られる学力を持ち合わせていながら入学の機会を狭められたのであり、このことが大学の入学政策に対する不満と不信を強く感じさせたのではなかろうか。

以上のように、本節では1946年秋を例にユダヤ人学生の大学入学状況を観察した。地理配分制度の採用により居住地に偏りのあるユダヤ人は影響を受けたにせよ、機関によっては入学制度の性質から派生する影響という以上にユダヤ人が非ユダヤ人の学生に比して不利になっている。特に、同じニューヨーク市内居住者でも非ユダヤ人の学生よりユダヤ人学生の方が合格率が低いことは「ユダヤ人」に対しての差別が存在することを端的に示している。そして、ユダヤ人の間ではより高い学業成績を上げた者ほど入学許可

を得られる可能性が高くなるから、数少ないユダヤ人に許された割り当てを巡って競争が激化したのである。

結びにかえて ― 差別の解消に向けて ―

それでは、本稿で考察してきたユダヤ人差別は、何時、どのようにして終息したのであろうか。高等教育機関におけるユダヤ人学生排斥の弛緩の原因を、行政による調査と法律の整備、ユダヤ人団体の働き、戦後の社会状況の三面から考察し、本稿を締めくくるとしたい。

第二次世界大戦終結後は、行政・社会の双方により本格的な高等教育の拡大・大衆化が望まれた時期であった。この時期、さまざまな団体や委員会によって高等教育の実態が調査された。例えば、1946年にはニューヨーク市長統一委員会(Mayors Committee on Unity in New York City)が非宗教系の私立大学やプロフェッショナル・スクールにおいてユダヤ人、カトリック、黒人に対する差別があることを明らかにした。そして、その状態が過去十年間に非常に悪化していることを指摘するとともに州立・市立大学の設立により事態を改善することを提唱した。⁽³⁸⁾ 本稿で取り扱った報告書『州立大学の必要性に関する委員会の報告書』もまた、個々の大学名は伏せられているものの、1946年秋のニューヨーク州の高等教育機関への入学に関してさまざまな角度からのデータを得ることができる。連邦レベルではトルーマン大統領のもとで「高等教育に関する大統領委員会」の報告書『アメリカの民主主義のための高等教育』が1947年に発行された。これは全六巻からなる報告書で主に復員軍人への教育機会の提供の拡大を主眼とした調査報告であったが、その中にはユダヤ人に対する差別に関する項目も設けられていた。⁽³⁹⁾

行政からの積極的な差別解消のための働きかけとしては、この他にも法律の整備をあげることができる。ニューヨーク州では、1948年4月に全米で初めて公正教育執行法(Fair Educational Practice Law)が制定され、続く1949年にはニュージャージー州とマサチューセッツ州においても同趣旨の法律が制定された。同法は、宗教学校あるいは

資料8 州北部の非宗教系私立リベラルアーツ・カレッジ14校の居住地別ユダヤ人志願者の合格率 1946年

| 志願者の居住地 | 志願者数 | | 合格率 | | 偏り ¹ |
|---------|-------|-------|------|-------|-----------------|
| | ユダヤ人 | 非ユダヤ人 | ユダヤ人 | 非ユダヤ人 | |
| N Y 市 | 1,228 | 1,807 | 33% | 45% | 136 |
| 州北部 | 1,221 | 4,592 | 48% | 53% | 110 |
| 州外 | 590 | 2,716 | 20% | 40% | 200 |
| 全体平均 | 3,039 | 9,115 | 37% | 48% | 130 |

1 ユダヤ人受験者の合格率を100とした場合の非ユダヤ人受験者の合格率。
* Report, p.112, 115より作成。

宗派学校がその宗教あるいは宗派のメンバーからのみ学生を募集する場合を除いて、高等教育機関への入学における人種、肌の色、宗教、信条、出身国による差別を禁じたものである。

その他、ユダヤ系アメリカ人の組織が差別の解消に果たした役割も見逃してはならない。世論分析の権威エルモ・ローパー (Elmo Roper) は、ニューヨーク市に本部を置くユダヤ人団体反名誉毀損同盟 (Anti-Defamation League = ADL) の資金提供を受けて、1947年秋の入学に関して10,063人の白人の高校卒業生に調査を行った。調査結果は1949年3月に発行され、ユダヤ人学生が第一希望のメディカル・スクールその他の高等教育機関に入学するのは難しく、複数校受験により進学率そのものはかろうじてプロテスタントやカトリックに近い数字を維持している事実が指摘された。⁽⁴⁰⁾

この調査はADLによる“Crack the Quota”運動の第一歩であり、調査結果はアメリカ教育評議会 (American Council on Education = ACE) に知らされた。これは教育関係者自身による差別解消への取り組みのきっかけとなった。1949年11月には「大学入試における差別に関する全国教育者会議」がADLとACEの後援によりシカゴのホテルで行われた。この会議は「行政からの強制なしに高等教育への入学に関する経済的な障害や人種・宗教による差別を取り除くことを目的とした」もので、大学総長、学部長、学籍係など100名強が参加した。⁽⁴¹⁾

この会議の終了後も、ADLとACEは各地域で会議を開催した。1950年4月にはワシントンDCで最初の地域会が行われ、バージニア州、メリーランド州、デラウェア州、コロンビア特別区から28の大学の代表85人が参加した。同様の地域会はこの他にもシカゴ (1950年11月、75校より200人)、デンバー (1951年2月)、ウィスコンシン (1951年3月)、ペンシルバニア、インディアナ、アイオワ、ミシガン、ニューヨーク等でも次々と行われた。⁽⁴²⁾

こうした大学側の主体的な取り組みの結果、その効果は具体的な入学政策の変化に表れた。1953年10月までに、それまで入学申込書で志願者の人種や宗教を問うていた大学のうち450校以上がそれを取り除いていることが確認されている。また、この450校とは別に、250校が入学後にこれらの項目を問うようになった。⁽⁴³⁾

この活動に対するADLの働きは大きく評価されるべきであろう。ADLは1949年11月のシカゴでの会議の立案をはじめとして各地域での会議の開催にも深く関わったほか、資金面においても調査費として年40,000ドルを供出している。⁽⁴⁴⁾ その他ADLは、反ユダヤ主義その他の差別に関する独自の年次調査『自由の尺度』(1950年4月9日発行)の中の“Cracking the Quota”に関する部分をパンフ

レットとして再版し、1,200校の高等教育機関や全州の教育課長に送付した。それに対し、幾つかの機関はADLの活動への共感する旨のコメントを寄せている。⁽⁴⁵⁾

もっとも、いかにADLやACEの主張が説得力のあるものであったとしても、それを受け入れる土壌がなければ差別の解消はかなわなかったであろう。すなわち、ユダヤ人学生に対する差別の弛緩の原因のうちでも無視できない要因に、高等教育に対する社会の要請を数える必要がある。この背景には、1944年制定の復員軍人援護法の成果として、第二次大戦後に惹起された復員軍人出身学生の大学への殺到、並びに、大恐慌の後に誕生した所謂ベビー・ブーマー達が、1950年代以降、続々と学齢期に到達した為に、学齢期人口が長期的に急増化していった事⁽⁴⁶⁾がある。それに伴い、学術能力が入学候補者選抜の主要な尺度となった。志願者の急増により、戦前には広く用いられていた個人面接に非常にコストが掛かるようになったこともその理由の一つとしてあげられよう。⁽⁴⁷⁾ また、戦後に伝統的私立大学と新興の巨大州立大学との間で学問的威信を求めての競争が繰り広げられたことが、東部名門私立大学の教員任用の際の反ユダヤ主義を後退させた佐藤唯行は指摘しているが、⁽⁴⁸⁾ そのような大学内の雰囲気は必然的に、学力的に優れた学生の獲得を巡る競争も生んだと推測される。“Crack the Quota”運動の成功は高等教育を要請する戦後の社会状況との相乗効果によって説明できよう。

以上のような理由により、第二次世界大戦後、大学入学を巡るユダヤ人の状況は大幅に改善された。ユダヤ人は単に学生集団において人口比を大幅に凌駕する割合を占めるようになっただけでなく、戦後の高等教育の拡大とともにさらに高い進学率を示すようになった。1970年代には、非ユダヤ人の40%に対し、学齢にあるユダヤ人の80%が大学に進学している。⁽⁴⁹⁾ そして、これに伴いユダヤ人の学術分野や専門職への進出がいつそう進んだのである。

本稿では、アメリカ合衆国の高等教育機関におけるユダヤ人差別、特に非ユダヤ人学生と比較してのユダヤ人学生の入学状況を数的に明らかにすることを目的とし、1940年代中期のニューヨーク州の事例を「州立大学の必要性に関するニューヨーク州臨時委員会」の報告書を用いて考察してきた。ニューヨーク市内にその多くが居住するユダヤ人学生は、同時期に普及していた地理配分の入学制度のもとでは、特に州北部の機関を受験する際に不利になることがあった。また、入学申込書において人種・宗教等を尋ねる質問項目が設けられることがあったが、機関によっては非ユダヤ人の学生に比べてユダヤ人の学生には非常に少ない入学許可しか与えておらず、これらの大学は意識的にユダヤ人学生の割合を低く抑えていたと考えられる。何よりも、

極端な学業成績の差がないにもかかわらず、ニューヨーク市内居住者の中で非ユダヤ人とユダヤ人で合格率が異なることが、ユダヤ人に対する差別が存在することを物語っている。ただし、当時の新聞や雑誌で伝えられたような絶望的な状況はあくまでも差別の厳しい事例であろう。同報告書より、非ユダヤ人学生の「入学許可の得やすさ」を100とすると、ユダヤ人学生のそれは76と計算された。⁽⁵⁰⁾

第二次世界大戦後、高等教育を巡るユダヤ人の状況にはかなりの改善が見られた。行政・大学関係者双方により高等教育の機会の拡大や人種・宗教等による差別の解消が計られ、合衆国全体として急速に高学歴化が進んだことがユダヤ人の進学状況にも大きく作用している。その際、ADLによる“Crack the Quota”運動は大学関係者による差別の自己修正を促進する働きをしたといえよう。

一方、本稿で用いた報告書に関して「差別の実態をシンプルに描き出すのに成功しているけれども、複数校受験や校友優先に関しての考慮がなされていない」という評価がある。⁽⁵¹⁾ また、個々の大学関係者のユダヤ人志願者に対する考えを探ることができれば、本稿では曖昧になった大学側の地理配分制度採用の動機や目的をうかがうことも可能になると考えられる。今後はこれらの問題点を踏まえた上でさらに多くの史料をクロス分析することが必要となろう。

注

- (1) 明石紀雄、飯野正子、田中真砂子『エスニック・アメリカ多民族国家における同化の現実』有斐閣、1984年、104頁。
- (2) ネイサン・グレイザー、ダニエル・P・モイニハン（阿部齋・飯野正子訳）『人種のるつぼを越えて—多民族社会アメリカ』南雲堂、1986年、200頁。
- (3) Stephen Steinberg, “How Jewish Quotas Began,” *Commentary* 52, September 1971; and *The Academic Melting Pot: Catholics and Jews in American Higher Education*. New York: McGraw-Hill, 1974; and *The Ethnic Myth: Race, Ethnicity, and Class in America*. New York: Atheneum, 1981; Marcia Graham Synnott, *The Half-Opened Door: Discrimination and Admissions at Harvard, Yale, and Princeton, 1900-1970*. Westport, Conn.: Greenwood Press, 1979.
- (4) “Race Bias Charged at Cornell School,” *The New York Times*, October 23, 1946, p.24; Lawrence Bloomgarden, “Medical School Quotas and National Health,” *Commentary* 15, no.1, January 1953, p.32; and “Who Shall Be Our Doctors?” *Commentary* 23, no.6, June 1957, p.509; グレイザーら、前掲注2、200頁など。
- (5) Marcia Graham Synnott, “Anti-Semitism and American Universities: Did Quotas Follow the Jews?” in D. A. Gerber ed. *Anti-Semitism in American History*. Chicago: University of Illinois Press, 1986, pp.241-248.
- (6) Benjamin Fine, “Bias in Colleges Against City Youth Charged in Report,” *The New York Times*, January 23, 1946,

- pp.1, 20; “Jewish Students Reported Curbed,” *The New York Times*, September 29, 1947, p.8.
- (7) *Inequality of Opportunity in Higher Education: A Study of Minority Group and Related Barriers to College Admission*. By David S. Berkowitz, with Supplementary Studies by E. Franklin Frazier and Robert D. Leigh. A Report to the Temporary Commission on the Need for a State University, New York State Legislative Document no.33, 1948. 以下、Reportと略記する。
- (8) Louis Wirth, “Education for Survival: The Jews,” *The American Journal of Sociology* 48, May 1943, p.684.
- (9) 早川操「アメリカ人の教育観」喜多村和之編『アメリカの教育「万人のための教育」の夢』弘文堂、1992年、42頁。
- (10) Ralph Philip Boas, “Who Shall Go to College?” *The Atlantic Monthly* 130, 1922, p.444.
- (11) 佐藤唯行「アメリカユダヤ人の世界—反ユダヤ主義の歴史的展開」『歴史学研究』第581号、1988年6月、47頁。
- (12) ニューヨーク市立大学を含め、1918-1919年の106校におけるユダヤ人学生の数と割合を以下の資料で知ることができる。“Professional Tendencies Among Jewish Students in Colleges, Universities, and Professional Schools (Memoir of the Bureau of Jewish Social Research),” *American Jewish Year Book* 5681, vol.22, September 13, 1920 to October 2, 1921, pp.387-389. 最高はCollege of Dental & Oral Surgery, New York の80.9%であり、また106校の平均は9.7%であった。
- (13) Morris Freedman, “The Jewish College Student: 1951 Model,” *Commentary* 12, October 1951, p.306.
- (14) Lewis S. Gannett, “Is America Anti-Semitic?” *The Nation* 116, no.3011, March 21, 1923, p.331.
- (15) Frederick Paul Keppel, *Columbia*, New York: Oxford University Press, 1914, p.180.
- (16) Steinberg, *The Ethnic Myth*, p.233.
- (17) Francis Russell, “The Coming of the Jews,” *The Antioch Review* 15, March 1955, pp.33-34.
- (18) Steinberg, *The Academic Melting Pot*, pp.33-34; Boas, *supra* note 10, p.444.
- (19) Synnott, *supra* note 3, p.93.
- (20) Report, p.43. この233校とは、ニューヨーク州内の90強の高等教育機関を入学事務のある部門ごとに計数したものである。従ってひとつのユニバーシティが部門ごとに何校にも数えられている場合がある。
- (21) 本稿での資料は主に非宗教系私立リベラルアーツ・カレッジのものである。機関をタイプ別に分けるとそれぞれに属する機関数が少なくなり、有効な比較を行いうるデータを得ることができない。機関数が最も多く在籍する学生数も多いリベラルアーツ・カレッジの検証は、標本調査としては有効なものであろう。(Report, p.37, 46より。) もっとも、より差別が厳しかったといわれるメディカル・スクールの入学状況に関する考察等は別に行う必要があると筆者(北)は考えている。
- (22) “Anti-Semitism at Dartmouth,” *The New Republic* 113, August 20, 1945, pp.208-209.
- (23) Edward N. Saveth, “Discrimination in the Colleges Dies Hard: Progress Report on an American Sore Spot,” *Commentary* 9, February 1950, p.120; アラン・M・ダーシヨウィッツ（山下希世志訳）『ユダヤ人の世紀 フッパ・成功に隠された屈辱の歴史』ダイヤモンド社、1993年、67頁。
- (24) Dan W. Dodson, “College Quotas and American Democracy,” *The American Scholar* 15, Summer 1946, p.276; Bloomgarden,

- "Medical School Quotas and National Health," p.32.
- (25) Henry W. Holmes, "The University," *Harvard Graduates' Magazine* 124, June 1923, p.533.
- (26) Report of the Committee Appointed "To Consider and Report to the Governing Boards Principles and Methods for More Effective Sifting of Candidates for Admission to the University." その全文は *The New York Times*, April 10, 1923, pp.1, 7や *School and Society* 17, April 21, 1923, pp.441-444等に掲載された。
- (27) Report, Chapter 5, 6.
- (28) *Ibid.*, p.7.
- (29) *Ibid.*, pp.92, 94.
- (30) *Ibid.*, p.96; "College Quotas: They Tell Jewish Applicants 'No' without Bothering to Consider Their Qualifications," *ADL Bulletin*. September 1948, p.4.
- (31) The Presidents Commission on Higher Education, *Higher Education for American Democracy*, vol.2, *Equalizing and Expanding Individual Opportunity*. 1947, p.38.
- (32) また、反中傷同盟の経済的・社会的差別部会がコネチカット州、ニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルバニア州、メリーランド州、バージニア州、コロンビア特別区の275校の高等教育機関に対して1948年に行った調査によると、その75%が人種・信条・元出身国など「学問的能力や人格に関係のない項目」を問うていた。("College Quotas," *supra* note 30, p.4.)
- (33) C・E・シルバーマン(武田尚子訳)『アメリカのユダヤ人ある民族の象徴』サイマル出版会、1988年、58頁。
- (34) 当然ながら、このような非科学的な人物判定には当時から疑問の声があがっていた。
- (35) Dan W. Dodson, "Religious Prejudice in Colleges," *The American Mercury* 63, no.271, July 1946, pp.11-12; Walter I. Hart, "Anti-Semitism in N. Y. Medical Schools," *The American Mercury* 65, no.283, July 1947, pp.54-55.
- (36) 資料6より、ユダヤ人と非ユダヤ人の「偏り」は平均して130であるから、実は居住地による「偏り」(144)の方が大きい。すなわち、ニューヨーク市内に居住するユダヤ人学生に関して言えば「ユダヤ人」であることより「ニューヨーク市内居住者」であることの方が入学許可の可否には大きく関わっているのである。ということはやはり、これら一部の機関における極端な合格率の格差の存在が「高等教育機関におけるユダヤ人差別」をユダヤ人その他に強く印象づけたのであろう。
- (37) Dodson, *supra* note 35, p.7.
- (38) Benjamin Fine, *supra* note 6, pp.1, 20. ただし、報告書は全体の承認を受けていないとして公開されなかった。
- (39) The Presidents Commission on Higher Education, *Higher Education for American Democracy*. 1947.
- (40) "What Are Your Chances of Getting into College?" *ADL Bulletin*. March 1949, pp.1, 4.
- (41) "The Professors Are Out to Crack Quota Barriers," *ADL Bulletin*. December 1949, p.6.
- (42) "Joint 'C-Q' Drive: ADL and ACE Start 3-Year Effort to End Colleges' Quotas," *ADL Bulletin*. June 1950, p.8; "Crack-the-Quota," *ADL Bulletin*. November 1950, p.7.
- (43) "Bulletin Briefs," *ADL Bulletin*. January 1956, page unknown.
- (44) "Joint 'C-Q' Drive," *supra* note 42, p.8.
- (45) "The Barriers Are Coming Down," *ADL Bulletin*. January 1951, p.8.
- (46) 佐藤唯行「合衆国の大学教員職の任用・昇任時におけるユダヤ人排斥—1930年代から60年代—」『青山史学』第13号、1992年、180頁。
- (47) Lawrence Bloomgarden, "Our Changing Elite Colleges," *Commentary* 29, no.2, February 1960, pp.150-151.
- (48) 佐藤、前掲注46、180頁。
- (49) Leonard Dinnerstein, "Education and the Advancement of American Jews," in Bernard J. Weiss, ed., *American Education and the European Immigrant: 1840-1940*. Urbana: University of Illinois Press, 1982, p.51.
- (50) 資料6より再計算した。
- (51) Morton Clurman, "How Discriminatory Are College Admissions?: The Evidence of Recent Studies," *Commentary* 15, June 1953, p.622.
- (付記) 本稿は平成9年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部分である。